

所定疾患施設療養費について

所定疾患療養費は、介護老人保健施設において、入所者により適切な医療を提供する観点から、肺炎や尿路感染症等により治療を必要とする入所者に施設で治療管理などの対応をすることを評価する加算です。また、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、施設での治療実績を公表しております。

算定要件

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎（検査を実施した場合に限る）
 - ロ 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
 - ハ 带状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の憎悪
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和6年度 所定疾患施設療養費（Ⅰ）実施状況

[illegible]